

平成20年10月29日

各 位

住友信託銀行株式会社

コード番号：8403

レポ取引に係る誤納金返還等請求訴訟の確定について

当社は、過去に海外市場で行ったレポ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして、平成14年に源泉所得税の納税告知及び不納付加算税賦課決定処分（以下「本件処分」）を受けました。これに対して、当社は、本件処分は法的根拠を欠く不当なものと判断し、東京地方裁判所において国及び麹町税務署長を相手方として本件処分の取消及び誤納金返還（返還請求額：約63億円）を求める訴訟（以下「本件請求」）を提起しました。本件請求につきましては、平成19年4月17日に当社の請求を認容する第1審判決がなされ、これを不服とする相手方による控訴につきましても、平成20年3月12日に相手方の請求を棄却する控訴審判決がなされましたが、相手方はこれを不服として最高裁判所に上告受理を申し立てておりました（以下「本件申立」）。

本件申立について、最高裁判所は平成20年10月28日付けで上告を受理しないとの決定を行い上記判決が確定し、当社は、本日、当該決定書を受領しましたので、お知らせいたします。判決の確定に伴う還付加算金は約17億円です。

なお、公表済みの平成21年3月期業績予想への影響はありません。

以 上